

一般社団法人大阪知的障害児者生活サポート協会 令和元(2019)年度支部活動等助成事業実施要項

(助成事業の目的)

1. この事業は、一般社団法人大阪知的障害児者生活サポート協会(以下、大阪生活サポート協会という。)定款に則り、知的障がい児者・自閉症児者(以下障がい児者という。)とその家族の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とした「支部活動等」に対し助成を行う。

(定義)

2. 「支部活動等」とは、大阪生活サポート協会会員(生活サポート総合補償制度に加入する者)が所属する施設・事業所等(以下、支部という。)の実施する事業及び複数の支部等が実施する協働事業をいう。

(助成の対象)

3. 助成事業の申請は、大阪生活サポート協会会員の所属するすべての支部を対象とする。

(助成対象事業)

4. 各支部が行う、次の事業に対し助成を行う。
 - (1) 障がい児者の日常生活支援に関する事業
 - (2) 障がい児者の就労支援に関する事業
 - (3) 障がい児者の権利擁護に関する事業
 - (4) 障がい児者の文化・芸術・スポーツ、地域交流、地域貢献等の事業
 - (5) 障がい児者の支援に従事する者の人材育成に寄与する事業
 - (6) コンサルテーション事業
新規：コンサルタントによる相談・助言・情報提供等
 - (7) 事業所の第三者評価受審に係る助成
新規：第三者評価機関による事業評価の実施
 - (8) 防災に関する事業
新規：防災に関する研修、防災士等資格取得に係る助成
 - (9) その他目的を達成するために必要な事業

(選考基準)

5. 選考に際しては、次の各項を勘案します。
 - (1) 新規申請支部を優先する。
 - (2) 緊急性が高いと判断される事業
 - (3) 先駆的、独創的な事業で、その効果が期待される事業
 - (4) 継続的な活動により、その効果が期待される事業(研修会・地域交流・人材育成等)
 - (5) 日帰り旅行・宿泊訓練(旅行)については、企画内容を重視する。
 - (6) 施設・事業所等の補修、改修、備品購入等に関する費用は、原則として助成対象としない。

(助成対象期間)

6. 平成31年4月1日から令和2(2020)年3月31日までの間に行われる事業を対象とする。

(助成金の範囲)

7. 支部活動等に対する助成金は、毎年度ごとの予算額の範囲内とする。
 - (1) 支部活動等への助成は年度内1回限りとし、助成額については、
会員5人以下：5万円を上限、会員6人以上：10万円を上限とする。

(2) 下記に示す地区ブロック単位で複数の支部が協働して事業を実施する場合は、事業内容・参加人数等を考慮し、30万円を上限として助成する。複数の地区ブロックが合同で実施する場合も可とする。

(3) 地区ブロック単位あるいは複数の地区ブロックが事業を実施する場合は、大阪生活サポート協会との共催事業とする。

※ 地区ブロックとは「北摂、北河内、中河内、南河内、泉州、堺市、大阪市」である。

(4) コンサルテーション事業・第三者評価受審については、1事業所15万円を上限とする。

(手続き)

8. 助成金申請に関する手続きは下記のとおりとする。

(1) 申請する支部は、様式1-1号・1-2号にて大阪生活サポート協会理事長あてに申請書及び予算書を提出しなければならない。(郵送)

(2) 事業実施した支部は事業終了後1ヶ月以内(厳守)に様式2-1号・2-2号により、事業報告書及び決算報告書を提出しなければならない。ただし、令和2年(2020)3月に事業実施した場合は、4月20日(厳守)までに報告書を提出しなければならない。

(3) 事業実施前、あるいは途中において内容の変更がある場合は、様式1-1号・1-2号により変更箇所を明らかにし、再度提出しなければならない。

(4) 手続きに関する実施要項・様式は、当大阪生活サポート協会ホームページに掲載(添付)している。(ダウンロード可能。)

(審査/結果通知)

9. 提出された申請書に基づき理事会で審査した後に、助成の可否について申請した支部に通知する。

(1) 助成決定支部には、助成額及び事業報告書・決算報告書(様式2-1号・2-2号)等について、メールあるいは文書にて通知する。

(助成金の交付)

10. 事業終了後1ヶ月以内に提出された事業報告書・決算報告書を理事会で審査した結果、適切な執行と認めたときは、助成額の範囲内であれば実績額を令和2年4月末までに指定の口座に振り込むこととする。ただし、助成額を超える場合は、各支部等の自己資金で賄うものとする。

(申し込み締切日時)

11. この事業の令和元(2019)年度の申し込み期日は、令和元(2019)年8月20日(火)までとする。
(当日消印有効。)

(その他留意事項)

12. 事業実施するに際して、以下の点に留意すること。

(1) 事業実施に際しては、大阪生活サポート協会の助成事業であることを利用者・家族、関係者等に伝えとともに、報告書に大阪生活サポート協会からの助成事業であることを明記した配布物や行事案内を、あるいは事業実施当日に表示されている状況(写真)を添付すること。

(2) 大阪生活サポート協会からの助成事業であることを表示しない場合は、助成しないものとする。

附則 平成31年4月1日施行

～問い合わせ先・申請書類の提出先～

一般社団法人大阪知的障害児者生活サポート協会

〒542-0012 大阪府中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館3F

TEL: 06-6764-6889 FAX: 06-6770-5988

E-mail: kyokai@osakasupport.or.jp